

令和4年度

市への要望事項集

◆ 自治会への補助制度集（別冊）

- 1 令和4年度に実施
- 2 令和4年度に要望提出
→令和5年度(以降)に実施

◆市への要望事項集

- 3 市への要望事項
- 4 自治会への各種依頼・連絡

磐田市

市への要望事項一覧

3 市への要望事項

様式集に掲載されている提出書類は「磐田市自治会連合会ホームページ」からもダウンロードできます。

<http://www.iwatashi-jichikai.jp>

No.	名 称	要望書提出期限 事業対象年度	提出先				備 考	制度 説明 ページ	担当課
			道路 河川 課	農林 水産 課	支 所	交 流 セ ン タ ー			
1	交通安全対策要望	令和4年9月末までに提出 → 令和5年度事業	○		○	○		2	道路河川課 Tel.37-4808
		令和4年10月以降に提出 → 令和6年度事業							
2	交通規制要望	令和4年5月31日までに提出 → 令和5年度事業	○		○	○		5	
		令和4年6月1日以降に提出 → 令和6年度事業							
3	道路・排水関係の要望	令和4年4月から 9月末までに提出 → 令和5年度事業	○		○	○		9	道路河川課 道路グループ Tel.37-4897
4	緊急対応等「依頼書」 (道路舗装・側溝等修繕、草収集など)	随時	○		○			17	河川グループ Tel.37-4993
5	農業用施設の要望	随時		○	○			20	農林水産課 基盤整備グループ Tel.37-4813

4 自治会への各種依頼・連絡

No.	依頼・連絡事項	ページ	担当課
1	消火栓による防火水槽への補水について	24	上下水道工事課 Tel.58-3282
2	自治会公会堂等における水道の適正管理	26	上下水道総務課 Tel.58-3086
3	自治会活動関係 ごみの自己搬入	28	ごみ対策課 Tel.35-3717
4	高齢者福祉事業	29	地域づくり応援課 Tel.37-4811
5	避難行動要支援者の避難支援	30	福祉課 Tel.37-4814
6	多面的機能支払交付金	31	農林水産課 Tel.37-4813
7	戸別募金の取りまとめ依頼	33	関係各課
8	自治会文書翻訳依頼書（6言語対応）	37	地域づくり応援課 Tel.37-4870
9	土のうステーション	39	道路河川課 Tel.37-4808
10	古文書などをお持ちで、今後の管理に悩まれている方へ	40	歴史文書館 Tel.66-9112
11	再エネ条例にかかる自治会手続きについて	41	環境課 Tel.37-4874
12	土地利用事業制度について	42	都市計画課 Tel.37-4935
13	食品提供時の衛生保持について	43	静岡県西部保健所 Tel.37-2245

いつでもご相談を受付けています

制 度 名	交通安全対策要望
制 度 概 要	交通安全対策を希望する場合は、様式「交通安全対策要望の申請について」の提出をお願いします。 ○市単独で対応可能な交通安全対策要望 ・道路反射鏡（カーブミラー） ※官地（道路敷地等）に設置が困難である場合は、民地提供を自治会で交渉していただく場合もあります。 ・区画線等（カーブミラー以外）のその他交通安全対策 ※交通安全上危険だと思われる事柄を具体的に記載願います。現場を確認させていただき、関係機関と連携を図りながら、現場にあった交通安全対策を検討します。
提 出 書 類	「交通安全対策要望の申請について」1枚
提 出 期 限	随 時 ○市単独で対応可能な交通安全対策要望 〔9月末までに提出 ⇒ 令和5年度の予算にて交通安全対策を検討します。 10月以降に提出 ⇒ 原則 令和6年度扱いとさせていただきます。〕
備 考	要望は地元自治会の総意であることを確認したうえ、必ず自治会長名で提出してください。（各種団体の長との連名可）
提 出 先 及 び 問 合 せ 先	【提出先】 磐田市役所 道路河川課 管理グループ （西庁舎2階） 福田支所 市民生活課 市民生活グループ 竜洋支所 市民生活課 市民生活グループ 豊田支所 市民生活課 市民生活グループ 豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ ※交流センターでも提出を受付しています。 【問合せ先】 磐田市役所 道路河川課 管理グループ 電話 0538-37-4808

令和 年 月 日

磐田市建設部道路河川課長 宛

申請人： 自治会

自治会長名

電話番号 —

交通安全対策要望の申請について

市で実施する交通安全対策に関し、下記のとおり申請します。

1. 市単独で対応可能な交通安全対策要望（□にレ点をつけてください）

☐道路反射鏡（カーブミラー）

☐当箇所のおそれ交通安全対策（_____）

2. 申請理由

.....
.....
.....

磐田市役所受付印

3. 要望箇所地図

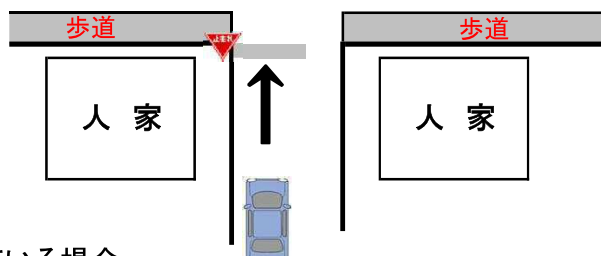
道路反射鏡（カーブミラー）の設置基準

道路反射鏡（カーブミラー）は、恒常的に見通しの悪い交差点・曲がり角・カーブにおいて、左方・右方からの車両及び対向車両が視認困難な場合、その危険回避のために設置しています。

よって**次の場合は、原則として設置対象外**としています。

- 1 歩道が設置されている道路に出る場合
- 2 センターラインがある道路へ出る時の左側確認用のミラー
- 3 特定の車のみしか利用しない道路（私道から公道に接する場合を含む）
- 4 交通量（利用者）が非常に少ない場合
- 5 ミラーの設置場所が確保できない場合
- 6 既に信号機等の安全施設が設置されている場合

この様な道路は、原則対象外です



設置対象外の理由

1 の場合

進入する道路に歩道が設置されている場合、歩道手前で一時停止して左右の視認（運転者の目で見ること）確認が歩道の空間により可能であることから、設置の対象外としています。なお、水路敷き等も歩道と同様の条件としています。

2 の場合

進入する道路にセンターラインが施されている場合は、進入する道路の手前で一時停止し、右方の安全を確認して少し車両を前進させることにより、左方の視認が開けて安全確認が可能であるためです。

3 の場合

道路反射鏡の設置については、原則公益性が必要でありますから、特定の個人・法人等のみが必要とする場合は設置の対象外としています。

4 の場合

上記に類似しますが、公益性を必要といたしますので、利用者が非常に少ない場合は設置の対象外としています。今後の交通状況により一考することとします。

5 の場合

設置が必要と認められる場所であっても、道路反射鏡の設置場所が様々な要因により確保できない場合は対象外としています。

6 の場合

既に信号機等安全施設が設置されている道路、道路改良により視認性が改良された場所については対象外としています。また既存の道路反射鏡について該当する場合は、撤去させていただきます。

道路反射鏡は、あくまで補助具であり、死角が生じる不完全なものです。自分自身の目で、直接安全確認できる状態にすることを第一としています。そのため上記にもあるとおり、交差点で一時停止し、その後直接左右が見える場所まで徐行前進できる場所には、道路反射鏡は設置しません。



前年度要望（令和4年度の要望を令和5年度に申請します）

制 度 名	交通規制要望
制 度 概 要	通規制実施を希望する場合は、様式「交通規制要望の申請について」の提出をお願いします。 ○磐田警察署へ提出する要望 ・信号機（交差点信号機・押しボタン信号機・既設信号機改良） ・横断歩道 ・一時停止 ・その他
提 出 書 類	「交通規制要望の申請について」1枚
提 出 期 限	<u>令和4年5月31日（火）</u> ※各自治会より提出いただいた要望書は、今年度要望として磐田警察署へ提出し、来年度に結論が出ます。6月1日以降の提出については令和5年度要望となり、令和6年度に結論が出ます。
注 意 事 項	昨年度提出いただきました要望については、本年度に結論がでます。 なお、未実施箇所についてのお問い合わせは磐田警察署交通課規制係へお願いします。
備 考	要望は地元自治会の総意であることを確認したうえ、必ず自治会長名で提出してください。（各種団体の長との連名可）
提 出 先 及 び 問 合 せ 先	【提出先】 磐田市役所 道路河川課 管理グループ（西庁舎2階） 福田支所 市民生活課 市民生活グループ 竜洋支所 市民生活課 市民生活グループ 豊田支所 市民生活課 市民生活グループ 豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ ※交流センターでも提出を受付けています。 ※お預かりした要望書は取りまとめ後、磐田警察署へ提出します。 【問合せ先】 磐田市役所 道路河川課 管理グループ 電話 0538-37-4808

磐田警察署から「交通規制の要望」に対するお願い

交通規制要望で、磐田警察署・警察本部（公安委員会）が考慮する内容は、

○ 交差点用信号機・押しボタン式信号機

- ・新築及び改築道路供用時の交差点事故防止に必要不可欠な状況（交通量・交通流の状況）
- ・前後の既設信号機の設置状況
- ・交通量・交通流の状況
- ・交通事故発生状況
- ・原則として、交差道路双方にセンターラインが施工可能（車道 5.5m以上）
- ・交差点内に十字路以外に路地が入り込んだ場合はその路地は入りの一方通行または封鎖
- ・信号機が新設された場合、前後の近接した横断歩道は廃止（信号機に気を取られ横断歩行者の発見遅れの危険性）

○ 横断歩道

- ・新築及び改築道路供用時の歩行者横断事故防止に必要不可欠な状況（交通量・交通流の状況）
- ・通学路の指定と横断歩道利用状況
- ・日中通しての横断歩道利用状況
- ・前後の既設横断歩道の設置状況（横断歩道が新設された場合、前後の近接した横断歩道は廃止）

○ 一時停止規制

- ・新築及び改築道路供用時の交差点出合頭事故防止に必要不可欠な状況（交通量・交通流の状況）
- ・原則は見通し不良の十字路以上の交差点または、T字路で斜めに交差する交差点（T字路は減速・左右確認が履行されるため）

○ その他の交通規制

- ・追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制は、交通量の多いカーブ前後のみ
- ・通行禁止（朝の時間帯の通行車両や大型車両）は、普段の通行車両の不利益や迂回路となった沿道住民の不満が生じるため、それらの理解や承諾が必要
- ・速度規制については、速度実施基準により設定され、例えば、センターラインのある道路で両歩道があれば、実施基準での算出が指定速度は 60 キロ。しかし街中で 60 キロの高速で通行すれば危険。したがって、各県の公安委員会は、実施基準での算出が指定

速度は 60 キロであっても、その地域の

道路実情・交通量・道路構造・道路沿道の状況

学校、病院等の公立施設の有無・地区要望

等を調査して、速度規制を 50 キロや 40 キロと指定しています。

速度規制については速度規制を引き上げること（40 キロ→50 キロ）は、十分な幅員や歩道が設置されていることや沿道状況を考慮して可能な場合もありますが、逆に引き下げること（50 キロ→40 キロ・40 キロ→30 キロ）は、道路改良等で幅員が狭くなったことや十分な距離、道路沿道の状況の変化等が必要となります。

- ・特に速度規制の 30 キロ新設要望は、歩道の有無・幅員・車線数・沿道状況を考慮され、単に「スピードが速い車が通る・通学路で危険」等では難しいと考えます。現在の道路は概ね 40 キロ道路が安全円滑な速度の基本となります。

磐田警察署、警察本部（公安委員会）では、以上の内容等を考慮するため、提出された要望が実現しない場合がありますが、磐田警察署としては、交通規制が実施されない場合は、道路管理者と協力して、交通安全啓発及び交通事故防止用の交通安全施設等を、できることから実施していきたいと考えております。

交通規制は、道路交通法により「交通の安全」と同時に「交通の円滑」も考慮しなければならないことをご理解願います。

磐田警察署 交通課規制係

0 5 3 8 - 3 7 - 0 1 1 0

（内線 4 3 5 ・ 4 3 6）



いつでもご相談を受付けています。

制 度 名	道路・排水路関係の要望
制 度 概 要	小規模工事で対応できる、身近な道路や排水路の新設、修繕、安全施設設置、法面整形などの新規要望。※次ページからの要望事例をご参照ください。
提 出 書 類	「様式-1」、もしくは「様式-2」に位置図・写真を添付してご提出ください。
提 出 期 限	令和5年度要望の受付は、令和4年4月から令和4年9月末まで。
新規要望提出の流れ	要望書は、自治会内で内容を精査した上で、自治会長より提出してください ・「新規の要望箇所」がある場合は、自治会長から道路河川課または支所市民生活課へ提出してください。 ・要望書受理後には、その地区の道路河川課担当者が自治会長と日程調整して、要望内容の確認作業をさせていただきます。 ※【令和5年度実施の要望箇所の新規採択につきましては、昨年同様に、身近な道路整備や排水路の浚渫などとし、小規模工事で対応できる箇所に限らせていただきます。】 ・「要望なし」または「未実施の継続要望箇所」については、要望書の提出は不要です。 ・要望箇所の必要性や緊急性等を精査し、次年度予算の範囲内で実施箇所を決定し、3月上旬までに、地区長・自治会長宛に実施箇所を通知します。
備 考	① この要望書による対象は、令和5年度新規実施要望箇所です。 ② 令和4年度実施予定箇所は、令和4年3月上旬に各自治会に通知しました。 ③ 緊急を要する事項等につきましては依頼書(様式-4)で提出をお願いします。 (緊急対応等「依頼書」説明 17 ページ参照) ④ 今後、ご不明な点、ご意見につきましては、道路河川課道路・河川グループにお問合せください。
提 出 先 及 び 問 合 せ 先	【提出先】 磐田市役所 道路河川課 道路・河川グループ (西庁舎2階) 福田支所 市民生活課 市民生活グループ 竜洋支所 市民生活課 市民生活グループ 豊田支所 市民生活課 市民生活グループ 豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ ※交流センターでも提出を受付けています。 【問合せ先】 磐田市役所 道路河川課 道路・河川グループ 電話 道路グループ 0538-37-4897・河川グループ 0538-37-4993

新規要望書

(道路について)

様式-1

要望年度	
地区名	
要望 No.	

※上記枠内は市で記入します

自治会は、関係者の承諾を得て下記の事業を要望します。

○要望内容 (該当する項目の□にレ点をしてください)

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 1. 道路形状について | 2. 舗装について | 3. 排水について | 4. その他 |
| ☐ 道路の新設 | ☐ 舗装の新設 | ☐ 側溝の新設 | ☐ 安全柵の設置 |
| ☐ 道路の改良 | ☐ 舗装の修繕 | ☐ 側溝の改良 | ☐ 区画線の修繕 |
| ☐ 道路の拡幅 | ☐ 舗装の打換 | ☐ 側溝の修繕 | ☐ その他 |
| ☐ 角切の新設 | | ☐ 側溝蓋設置 | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 具体的に </div> |
| | | ☐ 側溝蓋修繕 | |
| | | ☐ 側溝の浚渫 | |

○確認事項 (各自治会で事前に確認の上、該当項目にレ点をつけてください)

- ☐ 公衆用道路であること (市道 号線)
- ☐ 道路幅員が4m以上確保できること(4m未満は道路の中心よりそれぞれ2m後退が可能であり、関係者の理解を得ていること)
- ☐ 拡幅・角切り等事業用地が必要な場合、寄附等について関係者が承諾していること。
- ☐ その他()

※ 要望書は、箇所ごとに1枚ずつ提出してください。

磐田市長 あて

令和 年 月 日

自治会

自治会長

電話番号

—

【要望の流れ】

自治会長より提出

→ 市道路河川課 (または支所)

(4月から9月末までに提出:次年度対応)

問合せ先

道路河川課

新規要望書

(河川・排水路について)

様式-2

要望年度	
地区名	
要望 No.	

※上記枠内は市で記入します

自治会は、関係者の承諾を得て下記の事業を要望します。

○要望内容 (該当する項目の□にレ点をしてください)

1. 河川・排水路について

☐ 浚渫

☐ 護岸整備

☐ 護岸修繕

☐ 底打ちコンクリート

☐ 安全柵設置

☐ その他

具体的に

○確認事項 (各自治会で事前に確認の上、該当項目にレ点をつけてください)

☐ 公共の河川・排水路であること。(河川(水路)名:)

☐ その他()

※ 要望書は、箇所ごとに1枚ずつ提出してください。

磐田市長 あて

令和 年 月 日

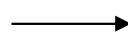
自治会

自治会長

電話番号

【要望の流れ】

自治会長より提出



市道路河川課(または支所)

(4月から9月末までに提出:次年度対応)

問合せ先

道路河川課

自治会要望受付目安例

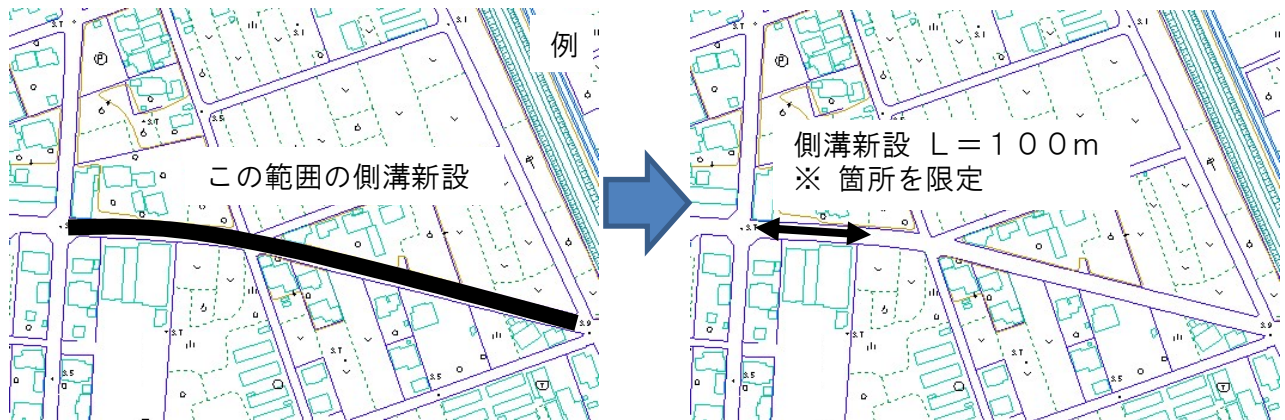
※ 概ね3年で完了出来る延長（範囲）を目途にお願いします。

道路河川課

[illegible]

自治会要望申請にあたってのお願い

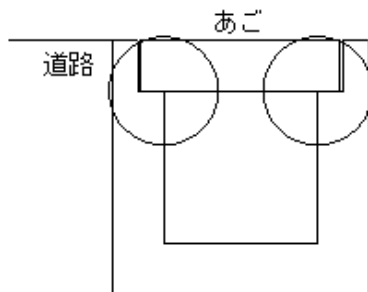
1. 自治会要望箇所については、自治会内で要望内容を精査して頂き、広範囲の要望ではなく例として、「早期に効果が得られる」「危険箇所で緊急性が高い」などから箇所を限定して頂き、概ね3年で完了出来る延長（範囲）を目途に申請をお願いします。



2. 側溝蓋掛要望について ～注意点～

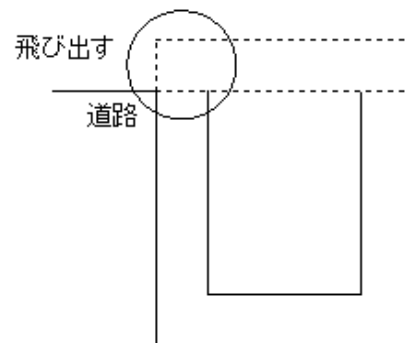
側溝蓋については、側溝自体を改良しなくては蓋が掛からないケースもありますので、要望の際にはご確認をお願いします。

○ 蓋設置が可能な側溝（あご付）



蓋設置が可能な側溝には、既設の側溝に蓋を載せる「あご」がついている側溝になります。蓋を設置しても、道路面から蓋が飛び出ません。

× 側溝の改良が必要な側溝（あご無）



側溝の改良が必要な側溝には、既設の側溝に「あご」が無い側溝です。蓋を設置すると、道路面から蓋が飛び出してしまいます。このような側溝の場合は、蓋掛要望ではなく「側溝の改良」での申請をお願いします。

※ 既に設置されている蓋の状態が悪く、取り替えを希望される場合は「側溝蓋修繕」での申請をお願いします（延長が10m以下程度の小規模な取り替えについては依頼書で結構です）

①

着手前



完 成



※ 舗装新設工事とは、未舗装の道路に舗装を新設する工事です。

②

着手前



完 成



※ 舗装の修繕は、舗装の劣化や破損した部分のみを改修する工事です。
 （幅員5m程度で延長も10m程度（面積で50㎡程度）でしたら依頼書で結構です）
 既存の舗装の状態が悪く、全面的に改修する場合は「舗装の打換」工事となります。

③

着手前



完 成



※ 側溝新設工事とは、側溝未整備の道路に側溝を新設する工事です。
 既存の側溝の状態が悪く、全面的に改修する場合は「側溝の改良」工事となります。
 （既存の側溝を部分的に（5m程度）直す場合は「側溝の修繕」となり、依頼書で結構です。

④

着手前



完 成



※ 側溝蓋掛工事とは、既存の側溝に蓋を設置する工事です。

尚、蓋板資材につきましては1自治会年1回に限り、材料支給が可能です（材料支給の申請をして頂き、1自治会10万円程度支給させていただきます。設置は自治会をお願いします）。

⑤

着手前



完 成



施工中



※ 道路拡幅工事とは、道路敷地を最大限に有効利用するための工事です。

⑥

着手前



完 成



※ 安全施設設置工事とは、ガードレールや転落防止柵などを設置する工事です。
尚、カーブミラー・道路照明灯・防犯灯・交差点の強調表示につきましては、自治防災課へ
申請をお願いします。

⑦

着手前



完 成



※ 法面整形工事とは、法面を保護するための工事です。コンクリート張り、防草シートの設置
などの方法があります。

いつでもご相談を受け付けています。

制 度 名	緊急対応等「依頼書」(道路舗装・側溝等修繕、草収集など)
制 度 概 要	「緊急対応」は道路や河川を改良する通常の自治会要望ではなく、舗装に穴があいていたり、側溝の蓋板が割れていたりなど危険箇所の緊急修繕や、自治会が河川・堤防・道路の草刈り等で刈っていただいた草の処分を市に依頼するものです。 ※次ページ「緊急を要する事項」ご参照ください。
提 出 書 類	依頼書(様式-4)の「緊急を要する事項」
提 出 期 限	依頼書に提出期限はありませんので、随時提出してください。
依 頼 書 の 記 入	・舗装に穴があいていたり、側溝の蓋板が割れていたりなど直ちに危険な箇所については、依頼書(様式-4)の「緊急を要する事項」に記入をして提出してください。 ・河川や堤防の草刈りや、自治会で刈った草の収集処分等を希望する場合は、依頼書(様式-4)の「一般の依頼事項」に記入をして提出してください。 ↓ 「依頼書」を受理した後、現場を確認し、迅速に対応します。
備 考	① 刈り草の収集処分等については、例年各自治会の依頼時期が重なる傾向にありますので、予め収集希望日がわかっている場合は早めに依頼書の提出をお願いします。 ② ご不明な点、ご意見については、道路河川課道路グループ・河川グループにお問合せください。
提 出 先 及 び 問 合 せ 先	【提出先】 磐田市役所 道路河川課 (西庁舎2階) 福田支所 市民生活課 市民生活グループ 竜洋支所 市民生活課 市民生活グループ 豊田支所 市民生活課 市民生活グループ 豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ ※早急に対応し、事故等を防ぐため、交流センターでは受付していません。 【問合せ先】 磐田市役所 道路河川課 道路グループ電話 0538-37-4897 河川グループ電話 0538-37-4993

依 頼 書

○緊急を要する事項

1. 道路について(該当する□にレ点をしてください)

- ☐ 道路に穴があく等舗装の状態が悪いので修繕してほしい。
- ☐ 路肩が欠落していて危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ 縁石が破損していて危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ ガードレール等安全施設が破損して危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ その他()

2. 河川や排水路(側溝)について(該当する□にレ点をしてください)

- ☐ 河川や排水路(側溝)に落葉等が詰まっているので撤去処分をお願いしたい。
- ☐ 側溝(排水路)の蓋板や本体が破損して危険なので修繕をお願いしたい。
- ☐ その他()

○一般の依頼事項(該当する□にレ点をしてください)

- ☐ 道路や河川等の草刈りをお願いしたい。
- ☐ 草刈りをしたので草の収集処分をお願いしたい。
- ☐ 排水路(側溝)の浚渫をしたので、汚泥の回収処分をお願いしたい。
- ☐ その他()

※申請箇所の位置図を添付してください。

磐田市長 あて

令和 年 月 日

_____ 自治会

自治会長 _____

電話番号 _____

問合せ先 道路河川課

緊急を要する事項

参考例

① 舗装に穴があいている。



② 安全施設等が破損している。



③ 側溝の本体や蓋板が破損している



④ 排水路が破損している。



参考例のように、直ちに危険性のある内容について「緊急を要する事項」で申請してください。

いつでもご相談を受付けています。

制 度 名	農業用施設（水路・農道）関係の要望
制 度 概 要	小規模工事で対応できる、水路や農道の改修、修繕などの新規要望。 ※次ページからの要望事例をご参照ください。
提 出 書 類	「様式-1」に位置図・写真を添付してご提出ください。
提 出 期 限	随時受付
新規要望提出の流れ	要望書は、自治会内で内容を精査した上で、自治会長（部農会長・用水管理組合長） 「以下（自治会長等）。」より提出してください ・「新規の要望箇所」がある場合は、自治会長等から農林水産課または支所市民生活課へ提出してください。 ・要望書受理後には、その地区の農林水産課担当者が自治会長等と日程調整して、要望内容の確認作業をさせていただきます。 ・要望箇所の必要性や緊急性等を精査し、予算の範囲内で実施箇所を決定します。
備 考	ご不明な点、ご意見につきましては、農林水産課基盤整備グループにお問合せください。
提 出 先 及 び 問 合 せ 先	【提出先】 磐田市役所 農林水産課 基盤整備グループ （西庁舎1階） 福田支所 市民生活課 市民生活グループ 竜洋支所 市民生活課 市民生活グループ 豊田支所 市民生活課 市民生活グループ 豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ ※交流センターでも提出を受付しています。 【問合せ先】 磐田市役所 農林水産課 基盤整備グループ 電話 基盤整備グループ 0538-37-4813

課 長	課長補佐	主 幹	グループ長	課 僚	現場確認日	実施完了日			
					担当	工事	修繕	支給	手数料 交付金
					/	/	/	/	/

※ 下記の部分を記入してご提出ください

様式 1

農 業 用 施 設 整 備 要 望 書

自治会

部農会 は、関係者の承諾を得て下記の整備を要望します。

用水管理組合

1. 要望施設 (該当項目に○を付けてください)

用水路 (土地改良区・用水組合が管理する施設ではない)

用水管 (土地改良区・用水組合が管理する施設ではない)

排水路 (農業用の排水施設である)

農 道 (市街化調整区域内である)

その他 (施設名：)

2. 要望項目 (該当項目に○を付けてください)

新 設 (用排水路 ・ アスファルト舗装 ・ 他)

改 良 (水路床張 ・ 農道拡幅 ・ 他)

修繕 ・ 材料支給 ・ その他 ()

3. 要望理由

4. 整備内容 (整備や修繕などの延長や、支給品数量を記入してください)

5. 位 置 図 (住宅地図等を添付。写真があれば一緒に添付してください)

磐 田 市 長 宛て
(農 林 水 産 課)

令和 年 月 日

自治会
部農会
用水管理組合

会長・組合長

電話番号

記入例

農業用施設整備要望書

いわた 自治会 部農会 は、関係者の承諾を得て下記の整備を要望します。
用水管理組合

1. 要望施設 (該当項目に○を付けてください)

用水路 (土地改良区・用水組合が管理する施設ではない)

用水管 (土地改良区・用水組合が管理する施設ではない)

排水路 (農業用の排水施設である)

農道 (市街化調整区域内である)

その他 (施設名:)

2. 要望項目 (該当項目に○を付けてください)

新設 (用排水路 ・ アスファルト舗装 ・ 他)

改良 (水路床張 ・ 農道拡幅 ・ 他)

修繕 ・ 材料支給 ・ その他 ()

3. 要望理由

排水路の底部がコンクリート張りされていないことから、排水不良を
起こしているため。地元浚渫作業時にも大変なため。

4. 整備内容 (整備や修繕などの延長や、支給品数量を記入してください)

排水路 (幅500mm×深さ900mm、延長約150m)

5. 位置図 (住宅地図等を添付。写真があれば一緒に添付してください)

磐田市 市長 宛て
(農林水産課)

令和 年 月 日

いわた 自治会 部農会
用水管理組合

依頼者の氏名 連絡先の
記入をお願いいたします。
後日、現地立会いをお願い
する場合があります。

会長 組合長

いわた 太郎

電話番号

4 自治会への各種依頼・連絡

消火栓による防火水槽への補水について

自治会、自主防災会等における消火訓練後において、防火水槽への補水のため上水道消火栓を使用する際には、下記のとおり取り扱い下さい。

水道水は人の命や健康に関わる重要なライフラインであり、常に安全で安心な水質の確保が大前提となっていることから、消火栓の誤操作による濁水事故の発生は利用者に大きな損害と不安を与えてしまいます。

また、管路内水道水には、規定の水圧がかかっていることを認識して頂き、消火栓をご利用の際には、濁水や事故防止に十分なご配慮をお願いいたします。

記

1. 防火水槽への補水の際は、「**消火栓使用届出書**」を上下水道工事課へ提出(FAX可)して下さい。
2. 補水の前に周辺住民に周知し、消火栓を扱った経験のある人が立会いの上操作して下さい。
3. 水道需要の多い朝晩での補水作業は、濁りが発生しやすくなるため、その時間帯は避けて使用して下さい。
4. 消火栓の使用は、防火水槽への補水のみとしてください。

届出、お問合せは下記まで

磐田市役所 上下水道工事課(福田支所 2 階)

TEL 0538-58-3282 FAX 0538-58-3271

Mail: jogesui-koji@city.iwata.lg.jp

消 火 栓 使 用 届 出 書

年 月 日

磐田市長

自治会名 _____

届出者 会 長 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり消火栓を使用したく届け出ます。なお、使用にあたっては、注意事項を守り、水道の使用に支障がないようにいたします。

記

1. 使用日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時 _____ 分から
_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時 _____ 分まで

2. 使用場所 磐田市 _____ 地内（添付図面参照）

3. 使用目的 （記入例：防火水槽を可搬式ポンプで使用したため補水する）

4. 責任者（届出者と異なる場合は記入して下さい。）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

5. 注意事項

- (1) 消火栓を使用することを事前に付近住民に知らせて下さい。
- (2) 消火栓の操作は、扱った経験のある人が立会いの上実施して下さい。
- (3) 消火栓の急な操作や使用により、付近の水道水を濁らせたりしないで下さい。
- (4) 使用消火栓箇所の位置図を添付して下さい。
- (5) 消火栓の使用は、防火水槽への補水のみとしてください。

磐田市上下水道工事課 水道工事グループ

TEL 0538-58-3282 FAX 0538-58-3271

自治会公会堂等における水道の適正な管理について

近年、自治会公会堂等において漏水等による一時的な水道使用量の増加が多発しています。原因は、自然漏水やトイレのボールタップ故障、原因不明など様々です。

不特定多数の方が利用し、日常的な管理が難しい自治会公会堂等においては下記の管理方法をご参考の上、水道の適正な管理をお願いします。

公会堂等における水道の管理方法(例)

- ・利用終了後における戸締り・消灯・火気点検と併せて水道・トイレ水栓等の点検も併せて行う
- ・利用簿等へ水道使用の有無(可能であれば使用水量)の記入を追加する
- ・外水栓等に無断使用防止対策を施す
- ・利用頻度の低い施設は元栓を閉めておく
- ・定期的に漏水チェックを行う(漏水の点検方法については次ページをご覧ください)

※水道メーターを通った水道水の料金は、漏水が原因であったり、仮に原因が不明であっても、使用者の方へ請求させていただくことが原則となっています。

ただし、壁の中や土の中など、通常の管理では発見が困難な場所での配管の老朽化等による自然漏水は、修理実施後に料金が減免となる場合があります。

詳しくは上下水道料金センター（TEL：0538-58-3070）へお問い合わせください

磐田市役所 上下水道総務課(福田支所2階)

担当:給排水サービスグループ

電話:0538-58-3086

FAX:0538-58-3123

次ページあり

漏水にご注意を!!

漏水は水道料金等が高額になるだけでなく、敷地や建物へ悪影響を及ぼすこともあります。『早期発見！ 早期修繕！』をお願いします。

漏水を見つけよう

漏水は水道メーターの簡単な点検で発見できますので、定期的な点検を心がけましょう。



点検方法

すべての蛇口を閉めた状態で、水道メーターのパイロット（右図参照）が回っているかどうかを確認します。



➡ 回っている場合は、漏水の可能性あります。

漏水が見つかったら

磐田市指定給水装置工事事業者※へ修理の依頼をしてください。

※市指定給水装置工事事業者がわからない場合は、市ホームページで確認するか上下水道料金センターまたは上下水道総務課(TEL:0538-58-3086)へお問い合わせください。

漏水減免制度

市では、漏水修理が完了し一定の要件を満たしている場合、漏水等による水道料金・下水道使用料等の一部を減額・免除する制度を設けています。

申請手続きについては、上下水道料金センターまたは修理を依頼した市指定給水装置工事事業者までお問い合わせください。

注意：漏水の疑いを検針員に指摘されていたり、漏水を認知していたにもかかわらず修理を行わず放置していた場合や容易に発見できる箇所からの漏水、市指定給水装置工事事業者以外による修理※などは減免対象とはなりませんのでご注意ください。

※給水装置の軽微な修繕や特殊器具（給湯器等）の交換・修繕については、市指定給水装置工事事業者以外が修理した場合でも減免の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

《お問い合わせ先》

磐田市上下水道料金センター 磐田市福田400（福田支所2階）
TEL:0538-58-3070 FAX:0538-58-3071
受付時間（窓口）：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（祝日、年末年始を除く）
受付時間（電話）：月～金曜日 午前8時30分～午後6時
土曜日 午前8時30分～正午
（祝日、年末年始を除く）
休業日：日曜日、国民の祝日（休日）、年末年始



自治会活動関係 ごみの自己搬入手続きについて

自治会が行った環境衛生に関する事業等で出たごみを各施設へ自己搬入する場合、所定の手続きにより処分の手数料が減免されます。

【可燃ごみの場合】

- ◆ 搬入先：磐田市クリーンセンター（磐田市刑部島301）
- ◆ 搬入日：① 平日（年末年始を除く） 8：30～16：15
② 第2・第4日曜日及び祝日 8：30～12：45
※但し、土曜日、第1・第3・第5日曜日が祝日と重なった場合は休場となります。
- ◆ 減免手続き
 - ① 平日（年末年始を除く）に搬入する場合・・・ごみ対策課窓口（磐田市クリーンセンター内）で減免申請書を記入してください。自治会長の氏名・住所・電話番号の記入が必要です。また、通常の分別が必要です。
 - ② 第2・第4日曜日及び祝日に搬入する場合・・・ごみ対策課窓口での減免申請書の記入が出来ないため、事前（平日）にごみ対策課で減免申請をしてください。事前申請が無い場合、通常の処理手数料が必要です。
- ◆ その他：搬入できる樹木等の大きさは、長さ2m、太さ20cmまでです。

【金物・小型電化製品・有害ごみ・埋立ごみの場合】

- ◆ 搬入先：中遠広域粗大ごみ処理施設（磐田市新貝59-1）
- ◆ 搬入日：平日（年末年始を除く）
9：00～12：00、13：00～16：30
- ◆ 搬入手続き：搬入物を確認するので、事前にごみ対策課窓口（磐田市クリーンセンター内）へお越しください。
※搬入先で必要となる確認書をお渡しします。

担当 磐田市役所
ごみ対策課 施設管理グループ
（磐田市クリーンセンター内）
電話 0538-35-3717
FAX 0538-36-9797

高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業費は、各協議会への一括交付金へ含まれます。自治会単位で敬老会等を実施する場合、協議会から事業費を受け取ります。

なお、敬老会だけでなく、高齢者サロン、他の事業との連携事業などの経費としても活用できます。

※長寿祝い金（喜寿・米寿）については、高齢者支援課より直接該当者へ手続きを行います。（自治会での手続きはありません）

問合せ（敬老会等の開催関係）

磐田市役所 地域づくり応援課 地域デザイン推進室（本庁舎 2 階）

電 話（0538）37－4811

問合せ（長寿祝い金関係）

磐田市役所 高齢者支援課 事業給付グループ（健康福祉会館 3 階南）

電 話（0538）37－4869

【令和4年度 高齢者福祉事業 年間スケジュール】

月 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一括 交付金		申請後協議会へ入金予定										
名簿 提供			中旬	※5月末現在の対象者名簿、算出根拠の人数とは異なる。 ※交付金の金額に変更なし								
実施 時期	年間実施事業					敬老会開催						
報告 提出								事業終了後速やかに事業報告				

※ 敬老会を実施する場合は、下記を参考にしてください。

時期	～7月中旬	8月	8月中旬～	敬老会前日	敬老会当日
内容	① 実施主体・責任者の決定 ② 開催日時・内容方法の決定	役割分担の決定	敬老会開催に向けて準備	敬老会準備	欠席者への対応

余興依頼について

次のファイルが各交流センターに設置してあります。参考にしてください。

- ・学びの師（生涯学習講師）、学びの友（自主学習サークル）
- ・一芸ボランティア（磐田市社会福祉協議会）

避難行動要支援者の避難支援について

1 概要

『発災時に、避難できずに亡くなってしまう人を一人でも減らす』という取り組みです。
地域にお住いの避難行動要支援者をどのように避難所へ送り届けるか、誰が主な支援を担当するかなどを検討し、避難支援個別計画の作成をお願いします。

避難行動要支援者とは、高齢者や障がい者などのうち、以下の3点全てに該当する方です。

- ☐ 在宅である（施設入所していない）
- ☐ 自分の力だけで避難することがむずかしい
- ☐ 避難を支援してくれる家族または親族が近くにいない

2 自主防災会へのお願い

（１）避難行動要支援者名簿等の受取

自主防災会長研修会（５月頃）で配布します。

（２）避難行動要支援者の避難支援個別計画の作成等

- ①避難支援個別計画作成の有無は、避難行動要支援者名簿で確認できます。
- ②避難支援個別計画の参考様式は、市ホームページからダウンロードできます。
- ③既に作成されている避難支援個別計画の更新をお願いします。

（３）避難支援個別計画作成状況の報告

市では、避難支援個別計画作成状況を取りまとめています。避難行動要支援者名簿により、計画作成の進捗状況を報告してください。

（４）避難行動要支援者名簿の活用

地域防災訓練等の際に、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を検討してください。

（５）避難行動要支援者名簿等の引き継ぎ

避難行動要支援者名簿及び避難支援個別計画は、確実に次の自治会長（自主防災会長）へ引き継いでください。

3 その他

（１）避難支援個別計画作成状況報告は、各支所市民生活グループ、各交流センター、福祉課総務グループで受け付けます。

（２）具体的な手順は、名簿配布時に改めて説明をさせていただきます。

担当

磐田市福祉課総務グループ

（磐田市総合健康福祉会館^{あい} i プラザ 3 階）

電話（0538）37-4814

「多面的機能支払交付金」制度について

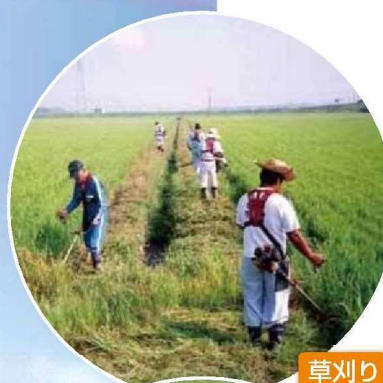
ふじのくに美農里プロジェクト

多面的機能支払交付金を活用しよう

**担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、
美しい景観や豊かな生態系等の農村環境を
保全する活動を支援します。**

(1) 農地維持支払

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げなどに使う機械の借上げ代、燃料費、構成員の作業日当など
- ・ スコップ、軍手などの購入費
- ・ 事務用品、保険料
- ・ 活動に必要なお弁当、お茶代



(2) 資源向上支払

1) 共同活動

- ・ 水路、農道、ため池の簡易な補修に使う碎石、砂利、目地材等の購入費
- ・ 構成員の作業日当
- ・ 植栽や生き物調査などの環境保全活動に使う花の苗代、調査キットなどの購入費

2) 長寿命化のための活動

- ・ 側溝の補修、水門や水路の更新など施設の長寿命化のための活動の工事費、材料代



静岡県多面的機能支払推進地域協議会
静岡県交通基盤部農地局 TEL.054-221-2641

地域のみんなで取り組もう！ 活動の流れ

1 農業者を含む活動組織を作ります。

- ・まず活動する仲間で話し合います。

2 事業計画を立てます。(活動期間は原則5年間)

- ・対象農用地、活動項目等を定め、様式に沿って事業計画書を作成します。

3 市・町に事業計画書を提出し、認定を受けます。

- ・活動対象の農用地面積と活動項目により、交付金額が算定されます。

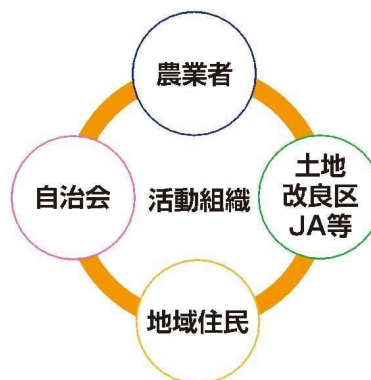
4 活動を実施します。

- ・市・町へ交付金の交付を申請し、交付金を受けます。
- ・事業計画書に沿って活動します。
- ・様式に沿って活動記録簿、金銭出納簿を作成します。

5 活動の実施状況を報告します。

- ・毎年度末に実施状況報告書を作成して市・町の確認を受けます。

活動組織の例



年間交付金額 (円/10a)	(1)農地維持支払	(2)資源向上支払	
		1)共同活動	2)長寿命化のための活動
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

- ・(2)-1は、(1)と併せて取り組みます。
- ・(2)-1と(2)-2の両方に取り組む場合、(2)-1の単価は0.75を乗じた額になります。
- ・5年以上活動した団体については、(2)-1の単価は0.75を乗じた額になります。
- ・国の方針により、単価は変動することがあります。

問合せ先

磐田市役所

農林水産課 基盤整備グループ（西庁舎1階）

電話：0538-37-4813



○自治会への各種依頼・連絡

令和4年度 戸別募金等の取りまとめ依頼について

磐田市役所 都市整備課

磐田市役所 福祉課

社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会地域福祉課

1.募金等のお願いについて

緑化推進や地域福祉等の事業は、市民の皆様の厚意による寄付金等により成り立っているものが多くあります。

少しでも多くの方にこのことをお伝えし、より多くの方にご協力をいただけるように、自治会を通じて周知と募金等のとりまとめをお願いしているものです。

自治会の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

2.募金等の性格について

いうまでもなく、募金等は任意のものであり、寄付者の自発的な意思を尊重すべきものです。

したがって、ご協力の可否及び目安額につきましては、自治会員の皆様方で各募金等の趣旨にご賛同いただける方から、ご協力いただける分を取りまとめてくだされば結構です。

3.目安額について

募金は、各事業を実施するための予算を立て、必要な額を目標額として設定します。

目安額は、その目標金額を世帯数で除して算出しています。

しかし、その目安額を寄付しなければならないものではありません。

4.募金の種類と時期

種類 \ 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
緑の募金	←→												
日本赤十字社会費		←→											
社会福祉協議会会費		←→											
赤い羽根共同募金						←→	←→	←→					
地域歳末たすけあい募金						←→	←→	←→					

5.納入方法

取りまとめていただいた募金等は、直接担当窓口へお届けいただくか、指定金融機関へお振込みください。

※募金等の詳細については、各概要書をご覧ください。

募金・会費等の概要

募金名	緑の募金
主催者	公益財団法人 静岡県グリーンバンク http://www.greenbank.or.jp/
趣旨	緑の募金は、国民の森林・みどりに対する関心を、具体的な「森を守り育てる」取り組みへと結集するため、平成7年4月「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」として、法制化されました。また、平成14年に政府が策定した「地球温暖化対策推進大綱」においては、森林の二酸化炭素を吸収貯蔵するはたらきが高く評価され、緑の募金は重要な推進方策として位置づけられました。市では、植樹行事の開催、緑化の普及宣伝を図るため磐田市緑化推進委員会を設け、緑の募金を主な財源としながら緑化を推進するための事業を実施しています。
用途	(1) 森林の整備 ●地球温暖化防止のための森林整備 ●水源林の保全 ●里山の再生 ●ボランティアリーダーの育成 ●震災被害地の防災林等の整備 (2) 緑化の推進 ●シンポジウムの開催 ●青少年の環境教育 ●学校や公園の緑化 ●震災被害地の居住地域周辺等の緑化復興 (3) 緑を通じた国際協力 ●地球温暖化防止に向けた植林 ●砂漠化地域の緑化 ●熱帯林の保全（草地の植林、マングローブの植林、希少樹種の育成等） 市 ○植樹祭の開催 ○緑化資材の配付 ○地域緑化団体への支援など
根拠法令	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
目安の額	50円（1世帯）
依頼時期	4月中旬～5月末
納入期限	6月8日（水）
納入方法	①窓口現金納入 ②指定金融機関振込(窓口から振り込みの場合は手数料なし) ③募金袋が必要な場合は用意させていただきます。
市役所 担当部署	都市整備課 公園緑地グループ 電話 0538-37-4806 FAX 0538-37-8690 福田支所 市民生活課 電話 0538-58-2370 FAX 0538-55-2110 竜洋支所 市民生活課 電話 0538-66-9100 FAX 0538-66-2139 豊田支所 市民生活課 電話 0538-36-3150 FAX 0538-34-2496 豊岡支所 市民生活課 電話 0539-63-0020 FAX 0539-63-0031

募金・会費等の概要

募金名	日本赤十字社会費	
主催者	日本赤十字社（静岡県支部） http://www.shizuoka.irc.or.jp	
趣旨	日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいて設置された認可法人で、みなさま（協力会員）の協力で支えられています。 「会員」とは、協賛委員や後援会員という意味で、強制ではなく、日本赤十字社の果たす役割の重要性を理解し、支援するということで、協力をお願いしています。	
用途	日本赤十字社の活動資金の一部として利用されます。 災害救護・国際活動・医療事業・血液事業・赤十字講習・青少年赤十字事業など活動資金となります。 自治会連合会へ取りまとめの手数料として自治会での取りまとめ金額の5%を交付させていただいています。 また、災害見舞金の支給や赤十字奉仕団への活動助成金として使われています。	
根拠法令	日本赤十字社法	
目安の額	500円（1世帯）	
依頼時期	5/18（水）	
納入期限	6月末	
納入方法	①指定金融機関への振込(手数料なし) ②窓口での現金納入 ③会費袋が必要な場合は用意させていただきます。	
備考		
市役所 担当部署	福祉課 総務グループ 福田支所 市民生活課 竜洋支所 市民生活課 豊田支所 市民生活課 豊岡支所 市民生活課	電話 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635 電話 0538-58-2374 FAX 0538-55-2110 電話 0538-66-9109 FAX 0538-66-9120 電話 0538-36-3150 FAX 0538-34-2496 電話 0539-63-0037 FAX 0539-63-0031

会費、募金等の概要(社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会)

社会福祉協議会（社協）会費	
趣 旨	社協は社会福祉法第109条の規定により設置され、地域住民や福祉関係機関・団体等と連携して地域福祉を推進します。 会費は各世帯や商店、企業等にご協力いただき、社協が行う地域福祉推進事業費や運営費の財源となります。
使 途	地域福祉活動計画を実行するために使います。 地区社協活動、福祉委員活動、高齢者サロン活動、子育て支援活動、障害者支援活動、ボランティア育成活動など、様々な事業の財源となっています。
根拠法令等	磐田市社会福祉協議会 会員会費規程
目安の額	500円（1世帯） ※会費袋が必要な場合は用意させていただきます。
依頼時期	5月
納入期限	6月末
納入方法	①指定金融機関振込（振込手数料なし） ②社会福祉協議会本所窓口 現金納入

赤い羽根共同募金（主催者：社会福祉法人静岡県共同募金会）	
趣 旨	社会福祉法第112条の規定により、毎年1回、厚生労働大臣が期間を定めて行う寄附金の募集であり、地域福祉推進を図るため、ボランティア団体、障がい者等の当事者団体の活動費、NPO法人の事業費、福祉施設の機器整備費等に助成するために行います。
使 途	・県内福祉施設等の機器整備費 ・社協の地域福祉推進事業（高齢者・子育てサロン、福祉教育、児童遊び場整備等）
根拠法令	社会福祉法（第112条）
目安の額	300円（1世帯） ※募金袋が必要な場合は用意させていただきます。
依頼時期	9月
納入期限	12月上旬
納入方法	①指定金融機関振込（振込手数料なし） ②社会福祉協議会本所窓口 現金納入

地域歳末たすけあい募金（主催者：社会福祉法人静岡県共同募金会）				
趣 旨	社会福祉法第112条の規定により、毎年1回、厚生労働大臣が期間を定めて行う寄附金の募集であり、低所得等で支援を必要とする世帯が安心して新たな年を迎えることができるよう援助するほか、年末年始に福祉団体が行う事業の助成を行うために実施します。			
使 途	・歳末時期に支援が必要な世帯への支援金配付事業 ・年末年始に福祉団体等が実施する事業への助成			
根拠法令	社会福祉法（第112条）			
目安の額	200円（1世帯） ※募金袋が必要な場合は用意させていただきます。			
依頼時期	9月（磐田支部のみ11月）			
納入期限	12月上旬			
納入方法	①指定金融機関振込（振込手数料なし） ②社会福祉協議会本所窓口 現金納入			
お問合せ	社会福祉協議会 地域福祉課 （磐田市総合健康福祉会館1階）	電話 0538-37-4824	FAX 0538-37-4866	ホームページ http://www.iwatashakyo.or.jp/

自治会文書翻訳（6言語対応）について

文書の外国語翻訳を依頼する際には、以下の点にご留意いただき、依頼書翻訳原稿を添えて、できる限りメールでご提出ください。アドレスは下記問い合わせ先のとおりです。

【翻訳できる文書】

- 自治会、子ども会、自主防災会等、地域活動に関係する文書に限ります。個人や私的な機関・団体に関係するものは、お引き受けできません。

※上記の場合でも、個人の情報や権利・義務に関する内容が含まれていたり、翻訳に専門知識を要したりするものは、依頼に応じられない場合があります。

【対応言語】

- 6言語（ポルトガル語・タガログ語・英語・ベトナム語・スペイン語・タイ語）

【納 期】

- 内容や原稿量によっては日数を要する場合があります。希望納期まで2週間以上の余裕をもってご依頼ください。

※依頼が重なった場合には、翻訳に1カ月程度かかる場合があります。

【原 稿】

- 依頼原稿の固有名詞や読みにくい漢字には必ずひらがなでルビ（よみがな）を振ってください。

- 依頼原稿ができる限り簡潔明瞭なものとなるように、日本人あての文書をそのまま原稿とするのではなく、簡単な言葉を使い、分かりやすくかみくだいて文章を作成してください。文化や生活習慣の違いにより、意味が伝わりにくい場合もありますので、必要に応じて補足説明や省略をしてください。

【その他】

- 翻訳者より内容について別途確認の連絡をさせていただく場合があります。
- 翻訳以外の作業（日本語の入力、印刷やレイアウトデザイン等）はお受けできません。
- 当課で対応できない場合や緊急の場合には、通訳・翻訳者の紹介もいたしますので、ご相談ください。
- 依頼書・原稿の提出や翻訳した原稿の提供は、メールで行います。メールでのやり取りが難しい場合はご相談ください。

■□■ 問合せ先 ■□■

磐田市役所 地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ（本庁舎2階）
電話：0538-37-4870／FAX：0538-32-2353
E-Mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

自治会文書翻訳依頼書（6言語対応）

文書の外国語翻訳を依頼する際には、以下の点にご留意いただき、依頼書に翻訳原稿を添えて、できる限りメールでご提出ください。アドレスは下記問い合わせ先のとおりです。

【翻訳できる文書】

- 自治会、子ども会、自主防災会等、地域活動に関係する文書に限ります。個人や私的な機関・団体に関係するものは、お引き受けできません。

※上記の場合でも、個人の情報や権利・義務に関する内容が含まれていたり、翻訳に専門知識を要したりするものは、依頼に応じられない場合があります。

【納 期】

- 内容や原稿量によっては日数を要する場合があります。希望納期まで2週間以上の余裕をもってご依頼ください。

※依頼が重なった場合には、翻訳に1カ月程度かかる場合があります。

【原 稿】

- 依頼原稿の固有名詞や読みにくい漢字には必ずひらがなでルビ（よみがな）を振ってください。
- 依頼原稿ができる限り簡潔明瞭なものとなるように、日本人あての文書をそのまま原稿とするのではなく、簡単な言葉を使い、分かりやすくかみくだいて文章を作成してください。文化や生活習慣の違いにより、意味が伝わりにくい場合もありますので、必要に応じて補足説明や省略をしてください。

【その他】

- 翻訳者より内容について別途確認の連絡をさせていただく場合があります。
- 翻訳以外の作業（日本語の入力、印刷やレイアウトデザイン等）はお受けできません。
- 当課で対応できない場合や緊急の場合には、通訳・翻訳者の紹介もいたしますので、ご相談ください。

自治会名	自治会		依頼者名	自治会長
電話番号	※日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。 ※内容について確認の連絡をする場合があります。			
依頼日	令和 年 月 日	希望納期	令和 年 月 日 時	
依頼文書名		原稿枚数	A4 ・ その他（ ） 枚	
翻訳言語	ポルトガル語・タガログ語・英語・ベトナム語・スペイン語・タイ語 ※上記6言語のうち〇で選択してください。			
受渡方法	☐ 来庁、書面にて（完成後に電話でご連絡します） ☐ Eメール（アドレスをご記入ください）⇒アドレス：			
その他				

■□■ 問合せ先 ■□■

地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ
 TEL：0538-37-4870/FAX：0538-32-2353
 E-mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

土のうステーションについて

近年、短時間で局地的に降る大雨や、台風などによる浸水被害が発生しています。被害をできるだけ少なくするためには、行政の対応とともに、地域のみなさんにも自ら行動していただくことが重要になっています。そこで、市では、大雨に備え、自分で土のうを作製して持ち帰っていただける場所「土のうステーション」を本庁舎と4支所に設置します。

手続き等

- ・ 下記の担当課で申請書に記入していただきます。
- ・ 一度の申請につき、一世帯当たり土のう 20 袋を上限とします。
- ・ 作製場所を案内しますので、自ら作製して持ち帰っていただきます。
- ・ 作製した土のうの管理や処分は、自分で行っていただきます。
- ・ 安全のため、荒天時や夜間における作製は禁止します。

設置場所・問合せ先

磐田市役所 道路河川課	電話：0538-37-4808
福田支所 市民生活課	電話：0538-58-2370
竜洋支所 市民生活課	電話：0538-66-9100
豊田支所 市民生活課	電話：0538-36-3150
豊岡支所 市民生活課	電話：0539-63-0020

開庁時間

月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
(祝日、年末年始を除く)

■参考

自治会として土のうステーションを公会堂等に設置したり、土のうを購入して保管する場合には、市の「自治会運営費交付金」を活用して各自治会で購入・整備することが可能です。市内には土のうを販売しているホームセンター等がありますので、各店舗にお問い合わせください。

古文書などをお持ちで、今後の管理に悩まれている方はご相談ください

磐田市歴史文書館では、磐田市の歴史を伝えていくうえで、必要な歴史資料を収集・保管しています。

近年、個人宅や自治会などで保管されている古文書や写真などについて、「今後どのようにしたらいいか。」という相談を受けるケースが多くなってきました。

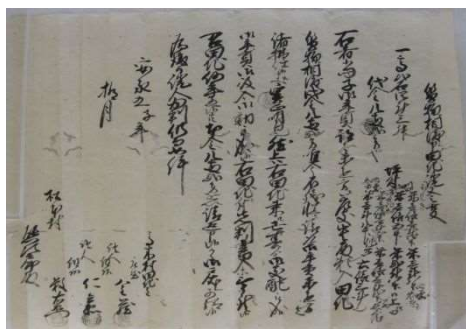
個人宅や自治会などで古文書などの管理が困難な方は、ぜひ当館までご相談ください。

日程調整をさせていただいた上で、保存や活用などについて打合せをさせていただきます。

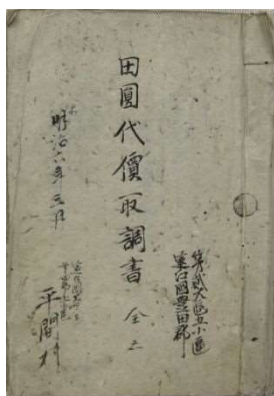
【こんな資料はありませんか？】

- ・古文書…くずした文字で和紙に書いたものなど・・・① ②
- ・古い本…和紙に書かれて冊子にしてあるものなど
- ・明治・大正・昭和の古いノート、記録（手紙や日記など）、写真
- ・自治会などの団体の記録や資料

これらの多くは母屋や蔵、またはその中の箱やタンス、長持などに収められています。一見すれば紙くずやゴミのようにみえるものでも、実際には貴重な資料である場合もあります。



①古文書



②絵図

【連絡先】

磐田市歴史文書館

磐田市岡 729-1（竜洋支所 1 階）

電話：0538-66-9112

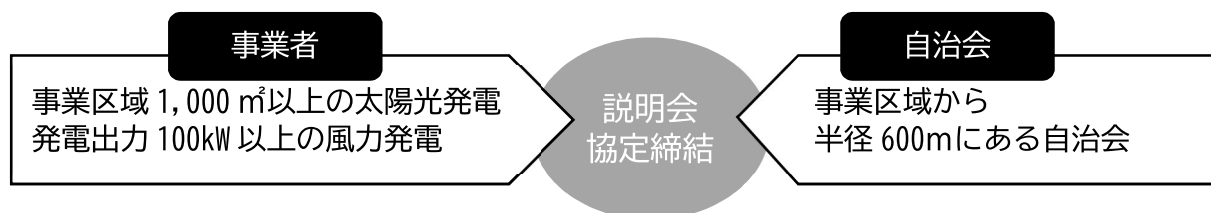
FAX：0538-66-9722

E-mail：chiikishi@city.iwata.lg.jp

磐田市再エネ条例にかかる自治会の手続きについて

1 条例の概要

「磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」では、一定規模以上の発電事業を行う事業者に対し、地元自治会や近隣関係者への事業説明と、地元自治会との協定の締結が定められています。



2 自治会長の皆さまにお願いすること

事業者	市	自治会長の皆さまにお願いすること
①市に事前相談	A 事業内容を確認 B 自治会へ案内	1. 市からの案内を確認 市から送付する案内や条例の手続きに関する資料をご確認ください。
②対象自治会へ連絡		2. 説明会開催に向けた協力 事業者からの依頼がありましたら、説明会の日時・会場の調整と開催通知の回覧などにご協力お願いします。
③説明会の開催 通知や資料の作成		3. 説明会への参加
	C 双方を支援	
④協定の締結に向けた協議		4. 協定の締結に向けた協議
⑤協定締結		5. 協定締結 協定書の案は、基本的に事業者が用意します。協定内容は、双方の話し合いにより決定します。
⑥事業の届出及び同意申請	D 受理 E 同意	
⑦工事着手		

※該当する自治会長の皆さまに、市から手続きに関する手引きを送付します。

※ご不明な点は、環境課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》 磐田市環境課 環境保全グループ
 電話：0538-37-4874 FAX：0538-37-5565 MAIL：kankyo@city.iwata.lg.jp

磐田市土地利用事業制度について

1 概要

本市では、一定規模以上※の土地の利用にあたっては、施行区域及びその周辺の地域における災害防止や良好な自然環境の確保を目的とし、「磐田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を制定して、土地利用事業に関し必要な事項を定め、適正な施行をしていただくよう指導しています。

この指導に対して、多くの事業者が土地利用事業に理解を示し、市からの指導に対しては協力的に対応していただいております。

○一定規模以上とは…

- ・新たに土地を造成（切土、盛土）し、もしくは道路や水路等の公共施設を新設又は廃止して建築物を建築する場合で、その面積が1,000㎡以上となるもの
- ※ただし、個人の住宅を建築する場合は除く
- ・建築物の有無にかかわらず土地の利用目的を変更する場合で、その面積が1,000㎡以上となるもの など

2 自治会へのお願い

土地利用事業は、事業者から市への土地利用申請をしていただくことで実施されます。

事業者が市へ申請する提出書類の一つとして、「地元自治会の承諾書」の添付を**必須**としています。

周辺で事業が行われる際には、事業者から事業の内容や場所などの説明がありますので、事業にご承諾いただける場合は、承諾書への記名・押印をお願いします。

○承諾書に記載されている主な内容

- ・事業者名
- ・事業の目的・場所 など

※承諾書への対応は、その事業の専門的な内容（技術面・安全面など）にまでの確認を求めているものではありません。

※事業に対して、意見や要望等がありましたら附していただいても構いません。

※土地利用事業は、行政指導であるため、土地利用申請の有無に関わらず、事業内容によっては、事業実施の可否に影響を及ぼさない場合があります。

※不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

都市計画課土地対策グループ

電話：0538-37-4935

FAX：0538-36-2459

Mail：toshikei@city.iwata.lg.jp

自治会の行事等における食品提供時の衛生保持について

自治会の行事等で関係者が参加者に食品の提供を行う場合は、西部保健所に「バザー等開催届」（次ページ参照）を提出する必要があります。

また「Ⅱ 食品提供時の留意事項」を確認したうえで食品提供時の衛生保持に努めてください。

Ⅰ「バザー等開催届」の提出を必要とする活動

自治会のバザーで、関係者が自ら調理を行う模擬店を出店したり、既成食品の販売をしたり、参加者に食品を提供する場合

※参加者が自治会地域内に限らない場合（イベント）など、営業許可が必要となる場合がありますので、事前に西部保健所への相談をお願いします。

Ⅱ 食品提供時の留意事項

- 1 販売その他提供する食品は、衛生的な店から購入し、衛生的に包装された既成食品を原則とすること。
- 2 調理して提供する場合は、その場で簡単な調理ですむものであって、かつ十分な加熱を要するものとし、生食又はこれに類似する食品（寿司等）は提供しないこと。
- 3 食品の調理、取扱いは、健康な者が行うこと。（手指に傷がなく、嘔吐や下痢をしていない者）
- 4 調理食品の原材料は腐敗しやすいものを避け、新鮮なものを購入して使用すること。
- 5 食品の温度管理に注意し、低温で保管する食品は、10℃以下で保管すること。
- 6 調理等には飲用に適する水を使用すること。
- 7 食品を取扱う者は、逆性石けん等適当な消毒剤を用いて、手指の洗浄消毒を励行すること。
- 8 加熱して提供する食品は、食品の中心部が75℃で1分間の加熱を行うこと。
- 9 かき氷に使用する氷は、氷雪製造業において製造された氷を使用すること。
- 10 「冷やしキュウリ（浅漬）」及び類似食品の加工販売は自粛すること。
- 11 事故の発生しやすい食品は販売しないこと。
- 12 調理に使用する器具（包丁、まな板、容器器具等）は、使用前に必ず消毒すること。
- 13 調理時間をなるべく短くし、調理済み食品は出来るだけ早く販売すること。

■□■ 問合せ先 ■□■

静岡県西部保健所 衛生薬務課（磐田市見付 3599-4 県中遠総合庁舎西館 3 階）
電話：0538-37-2245/FAX：0538-37-2603
E-Mail：kfseibu-eiyaku@pref.shizuoka.lg.jp

バザー等開催届

平成 年 月 日

静岡県西部保健所長 様

バザー等開催者

住 所

団 体 名

代表者肩書

氏 名 印

電 話 番 号

次のとおりバザー等を開催するので届け出ます。

1 目 的

2 期 間

3 場 所

4 提供食品（書ききれない場合は別紙）

No.	提供食品	計画数量	購入先
1			
2			
3			
4			
5			
6			

5 調理の有無 有 無

5－1 調理場の図面（調理有の場合のみ添付）

但し調理場はバザー開催会場内又は、営業許可施設の調理場以外を使用してはならない。したがって、家庭等の施設で調理することは認められない。

5－2 会場及び調理関係施設への案内図（調理有の場合のみ添付）

6 調理従事者氏名（書ききれない場合は別紙）

7 使用水の種類 ①水道水 ②井戸水 ③その他（ ）

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



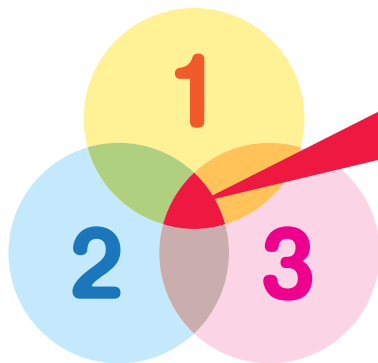
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

「新しい生活様式」実践例（抜粋）

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い				公共交通機関の利用
	 冬場はこまめに換気を！			◆人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける ◆外出時、屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク着用 ◆家に帰ったら手や顔を洗う ◆会話は控えめに ◆混んでいる時間帯は避ける
娯楽、スポーツ等	食事	イベント等への参加	働き方	
				◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で ◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用 ◆接触確認アプリの活用を ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない ◆テレワークやローテーション勤務・時差出勤 ◆会議はオンライン